



国労西日本

国労西日本本部

NO.204

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

労働協約・
労働条件
改正要求(案)
職場討議資料

安全・安心のために労働条件の改善を

労働協約改正要求(案) 職場討議資料

労働協約

労使関係部分の改正について

1. 第一条(協約の目的)全文を、「この協約は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的とする。」に改めること。

2. 第三条(非組合員の範囲) 第一号にある管理職社員(参与、参事、参事補及び主事の者)等以外の非組合員の範囲は、以下のとおり「(2)前号の他・・会社が指定する者」とあるのを「(2)別に協議して定めた者」に改めること。とりわけ、「人事関係」に係わる者については非組合員とすること。

3. 第六条(勤務時間中の組合活動) について

(1) 本条に以下の条文追加すること。
「なお、第一号(協議会委員等)及び第二号(交渉委員等)は子会社において開催される経営協議会及び団体交渉も含む。」

(2) 第五号を次に改めること。

「(5) 組合が主催する次の会合に出席する場合。
① 本部、地方本部及び地区本部の大会、委員会
② 地方本部、地区本部及び支部の代表者が出席する各会議
③ 全国大会及び中央委員会」

④ 第六号を次に改めること。
「本部、地方本部及び地区本部の執行委員会」とし、「ただし、月一回一日に限る」を削除し、「組合が申し出た場合」に改めること。

4. 第九条(専従者の選任)については、全文を削除し、「第九条組合の専従者数については協議して決める。
二、組合が専従者を選任したときは、会社はこれを認める。
三、専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」とすること。

5. 第一五条(一時的使用) 第一項「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならない。」とあるのを「・・・

一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。

6. 第一六条(掲示) 第一項「組合は、会社の許可を得た場合には指定された場所において組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」を「組合が会社に申し出た場合には指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」に改めること。第二項は削除すること。

7. 第一七条(掲示内容) 一項「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであってはならない。」に改めること。

8. 第一八条(違反の措置) の項を削除し、以降を繰り上げること。

9. 第一九条(目的) を「会社及び組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。

10. 第二七条(経営協議会議題) の条文に、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第三号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。
議題(5) 事故防止に関する事項に、「労使安全会議を中央・地方で開催する」を付加すること。

11. 第三二条(団体交渉の設置単位) について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。

12. 第三九条(団体交渉事項) については、一号から四号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「安全全般に関する事項」を追加すること。

13. 第四六条(あっせん、調停及び仲裁) 二項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができる。」に改めること。

14. 第四七条(平和条項) の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

15. 第四八条（争議の予告）については、「・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその七十二時間前までに文章を持って会社に通知する。」の部分で「会社に通知する。」に改めること。

16. 第四九条（争議行為に伴う遵守事項）については、(2)号中の「・・・なお、二つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分削除すること。

17. 第五〇条（争議行為中の会社施設、構内の立ち入り及び物品の使用）については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に通知する。」

- (1) 会社の設備
- (2) その他物品等・・・」に改めること。

18. 第五三条（非常事態への対応）については、「会社は・・・必要な組合員をその事態収拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分で「直ちに双方協議し、混乱のないようにする。」に改めること。

19. 第六五条（審議）の二項について、以下のよう改めること。

2. 「審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め、報告を徴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」

20. 第六六条（地方会議の処理）の二項を削除すること。

21. 第六六条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。

「第〇〇条（再審議申立及び再審議）組合員は、地方会議の処理を受け、その審議内容が事実と反している場合のみ、再審議申立ができる。

2. 再審議申立について、地方会議は再度事実審査をおこなう。

3. 処理と違う事実等が判明した場合、地方会議は当事者及び参考人の出席を求め、再審議をおこなう。」

22. 第六七条一項の「各側委員の意見が一致したときは」を「各側委員の意見が一致したとき又は一方から」に改めること。

23. 第八〇条（簡易苦情処理の範囲）に「勤務地を移動する担務」を挿入すること。

24. 第六章第二節簡易苦情処理会議の定め「第〇〇条（会議の合同）申告のあった苦情内容が二以上の設置単位にまたがる場合、関係する会議は合同して開催しなければならぬ。」

2. 前項の会議の判定及び決定は、関係するそれぞれの会議の判定及び決定とする。

25. その他

(1) 事故の再発防止、体質改善及のために、支社等 地方本部間に「労使安全会議」を設置すること。また、協議内容について、

公開とすること。

以上

労働協約 労働条件部分の改正について

I. 勤務改善に関する要求

1. 「労働時間短縮に関する協定の一部改定に関する協定（平成一二年一〇月二六日）を以下のとおり改定すること。
(1) 第二項勤務等の指定及び変更等三号アについても「①基本的な取扱い」とすること。

(2) 第二項勤務等の指定及び変更等三号「①基本的な取扱い」の（オ）（コ）までを削除し、その際の取扱いをより

「例外的」取扱いとして、より限定的な取扱いに自身を圧縮すること。

(3) 三号「②その他の取扱い」について、削除すること。

(4) 三号ウについて「速やかに関係組合員の同意を得る」に改めること。

(5) 四号については削除すること。

2. 前項の協定によってやむを得ず勤務変更した場合であって、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。

3. 「労働時間等改善実施計画」を策定し、一週平均三五時間、一日七時間とし、「国民の祝日に関する法律「改正」」に伴い休日の増加、リフレッシュ休暇を

新設すること。また、労使間で「労働時間等改善委員会」を事業所単位で設置すること。

4. 特休・公休は一月前に発表すること。

5. 更衣時間を労働時間とすること。

6. 勤務箇所を離れて勤務する場合、往路及び復路は労働時間とすること。また、地上職の訓練・教育等については、一日の変形7d勤務とすること。

7. 工務関係の夜間作業については一月月に最高限度を六回とし、連続二夜は行わないこと。

8. 一暦日の勤務指定は九型までとする。また、一三型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とすること。

9. 工務関係職場の夜間作業に伴う労働時間について、深夜時間帯を含む場合、労働時間の最高を一四時間とし、この労働時間を一五C勤務とみなすこと。また、深夜時間帯における労働時間は五時間以内とすること。

10. 始・終業時刻は、深夜帯に設けないこと。

11. 夜間作業時の自動車の運転に対する「いねむり運転」防止対策を講ずること。

12. 三六条協定を以下のとおり変更すること。
(1) 三六条協定の締結単位を事業所単位

とすること。

(2) 時間外労働は、その日の所定勤務に連続した時間とすること。

(3) 時間外労働に勤務させる場合、本人同意を得ること。

(4) 時間外労働については一日について四時間、一カ月二〇時間、年間二〇〇時間を超えないこと。また、特別休日を含む休日の労働は一カ月に一回を限度とし、その労働時間は七時間を超えないこと。

13. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療及び定期健康診断については、すべて労働時間として取り扱うこと。また、費用についても会社負担とすること。

14. 二暦日にまたがる勤務についての年休時季指定は、「一暦日単位」とすること。

15. 半休の付与対象者は「育児休職等の取り扱い」に関する協定『II休職以外の取り扱い』第3項に定める短時間勤務制度の適用者を除く社員」に改め、乗務員も対象とすること。

16. 社員が第三者により加害を受けた場合、第三者加害休暇（有給）を新設すること。また、第三者加害対策を引き続き講じること。

17. 保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図ること。

18. 「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で、「託児所の設置」「休職期間の延長」「取得要件の緩和」を図り、育児・介護休職が取得できる環境及び啓蒙を行

うこと。

19. グループ会社からのいわゆる「逆出向社員」や教育・技術習得を前提として転勤した社員は、所要員としてカウントしないこと。

20. 通勤手当における「併行した交通機関又は自動車等の利用の特認の取扱い」について、見直しを図ること。

21. 勤務改善を行うことはもとより、「安定・安全輸送の確保」及び展望ある技術継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。

II. 広域出向等に関する要求

1. 「広域出向等に関する協定」を以下のとおり改正すること。

(1) 出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。

(2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。

2. 出向期間終了にあたって、本人の意向どおり行うこと。

III. 転勤の基準に関する要求

1. 転勤にあたっては、個人面談時の本人の意向を尊重すること。

2. 他系統、他職種への配属は公募性とし、本人の同意を得ること。

3. 単身赴任の場合、その期間を二年以内

とすること。

4. 鉄道部内については出勤箇所が変更となった場合は、全て転勤の扱いとすること。

IV. 職場環境改善に関する要求

1. 鉄道部等の安全衛生委員会の設置単位はグループ毎とすること。そして、各設置単位に各労働組合の委員を参加させ、議事の内容（個人情報保護法関係は除く）について公表及び周知すること。また、安全衛生委員会で「職場における心の健康問題」発生原因の分析及び対策を行うこと。

2. アスベスト対策について、社員をはじめ第三者に危害が及ばない対策を行いアスベストを全てのところから除去すること。また、社員・退職者に啓蒙を行うこと。

3. 休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とすること。

V. パワーハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求

1. 事故等に絡む事実確認の際は録音等の記録等を取り、「可視化」すること。

2. 職場における「パワーハラスメント」をなくすこと。また、人権無視、不当な命令を根絶するために、就業規則第2節第一四六条に「部下に対し不法不当な命

令及び行為を行った場合」を追加し、職場において「パワーハラスメント」がお

きないよう全社員（特に管理監督層）を対象に教育を行うこと。また、「命令と服従」の企業体質を引き続き改善し、おかしいことはおかしい、悪いことは悪いと言える風通しの良い職場環境及び安全を最優先した規律ある作業環境をつくること。

3. 労使間で「JR西日本人権擁護委員会」（仮称）を設置すること。そして、「目安箱」及び「イジメ110番」を設置し、この中身について検討を行うこと。

4. 労働者の救済措置について、不幸にして健康を害し、休業をした場合の労働者を救済するために、上記委員会での「業務上」による起因性が明らかになった場合、その休業発生の日より有給の休暇とすること。

VI. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次六五歳までとすること。

2. 「再雇用」者を配置する職場を明確にし、本人希望を尊重し雇用場所を確保すること。

3. 運転適性及び医学適性で運転従事者が不可となった場合、本人の希望する職場（職種）へ異動させること。

4. 勤務については本人希望を尊重するこ

5. 私傷病による欠勤は九〇日とすること。
- VII. 契約社員の待遇改善等に関する要求**

 1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。
 2. 更新を希望する者については全員雇用を継続すること。
 3. 勤務については本人希望を尊重すること。
 4. 福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。(養生休暇・社宅・寮・購入券等)
 5. 職務乗車証を社員と同等とすること。

- VIII. 進級・昇職試験制度に関する要求**

 1. 試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとすること。
 2. 進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。
 3. 進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。

- バックすること。
- IX. 制服に関する要求**
1. 制服について、貸与数及び生地等について見直しを図ること。
 - 貸与数については、各系統の実態を踏まえて見直しを図ること。
 2. 接客盛夏シャツ着用期間は、全社員ネクタイ不着用とすること。
 3. 長袖シャツについても半袖と同様に「ボタンダウン」とし、ネクタイ不着用条件を半袖シャツと同様とすること。
- 以 上

安全・安心な鉄道のために必要な要員の配置、 労働条件の改善、保安装置の整備

「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>				「生きる」を創る。Afiac				
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合				◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)				
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円					
	上皮内新生物の場合	一時金として	10万円					
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円	男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。				
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F				
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで)	<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-35				
	抗がん剤治療給付金	乳がん・前立腺がんのホルモン療法のとき1カ月	5万円	AF007-2011-0186 4月25日				
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)						
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。								